



長野県公報

平成22年
3月29日(月)
号 外
第37号

目 次

規 則

○長野県事務決裁及び委任規則の一部改正…………… 1

規 則

長野県規則第十七号

長野県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

長野県知事 福田 富 一

長野県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

長野県事務決裁及び委任規則（平成十二年長野県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「技術支援センター」の下に「、産業技術専門校」を加える。

別表第一消費生活センターの項及び日光治山事務所の項を削り、同表県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、県北健康福祉センター及び安足健康福祉センターの項中「県西健康福祉センター、」を削り、「、県北健康福祉センター及び安足健康福祉センター」を「及び県北健康福祉センター」に、「地域支援部長及び健康福祉部長」を「総務福祉部長及び地域保健部長」に、「健康福祉部長補佐」を「地域保健部長補佐」に改め、同項の次に次のように加える。

県西健康福祉センター及び安足健康福祉センター	次長		課長
------------------------	----	--	----

別表第一県立高等産業技術学校の項中「県立高等産業技術学校」を「県立産業技術専門校」に改め、同表県北高等産業技術学校及び県南高等産業技術学校の項を削り、同表農業振興事務所の項中「及び部長」を削り、同表宇都宮土木事務所、長野土木事務所及び大田原土木事務所の項中「宇都宮土木事務所、」を削り、同表鹿沼土木事務所、日光土木事務所、真岡土木事務所、矢板土木事務所、烏山土木事務所、佐野土木事務所及び足利土木事務所の項中「鹿沼土木事務所」を「宇都宮土木事務所及び鹿沼土木事務所」に、「、佐野土木事務所及び足利土木事務所」を「及び安足土木事務所」に改める。

別表第二本庁関係共通事項の表二十一の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表二十一の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、「及び部長」を削り、「部長相当職にある職員及び課長」を「部長及び部長相当職にある職員」に改め、「職員以外の職員」の次に「であって、本庁に勤務するもの」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定					○		
----------------	--	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項③県民生活部ウくらし安全安心課の表五の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第6条の2第1項、第10条第2項、第11条の3及び第20条の規定による勧告					○		
---	--	--	--	--	---	--	--

別表第二本庁関係特定事項③県民生活部ウくらし安全安心課の表五の項第七号中「（消費生活センター所長の専決事項に係るものを除く。）」を削り、

「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」
 也「

					○	
--	--	--	--	--	---	--

」に改

ぬ、国営線へ申付「（消費生活センター所長の専決事項に係るものを除く。）」を認め、国表九の項第三十号中「第9条第1項」を「第9条第2項」と改め、「徴収」を改め、「物件の提出命令」を改め、国表九の項第三十号中から除く申付を認め、国表九の項第三十号を改め、

10 割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく事務	1 第35条の3の21第1項の規定による改善命令				○		
	2 第35条の3の32第2項の規定による停止命令				○		
	3 第40条第1項及び第5項の規定による報告の徴収					○	
	4 第40条第3項及び第9項の規定による報告の徴収又は物件の提出命令					○	
	5 第41条第1項及び第5項の規定による立入検査					○	
11 割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）に基づく事務	1 第33条第4項の規定による報告					○	
12 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく事務	1 第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2及び第54条の2の規定による資料の徴収					○	
	2 第7条、第14条、第22条、第38条、第46条及び第56条の規定による指示				○		
	3 第8条第1項、第15条第1項、第23条第1項、第39条第1項から第3項まで、第47条第1項及び第57条第1項の規定による停止命令				○		
	4 第8条第2項、第15条第2項、第23条第2項、第39条第5項、第47条第2項及び第57条第2項の規定による停止命令の公表				○		
	5 第60条の規定による申出の処理					○	

	6 第66条第1項から第3項までの規定による報告の徴収等						○	
13 特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）に基づく事務	1 第19条第1項から第3項までの規定による要請						○	
	2 第19条第7項の規定による報告						○	
14 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）に基づく事務	1 第10条の規定による指示				○			
	2 第11条第1項の規定による業務停止命令				○			
	3 第11条第2項の規定による業務停止命令の公表				○			
	4 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査						○	
15 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成5年政令第19号）に基づく事務	1 第8条第1項の規定による要請						○	
	2 第8条第2項の規定による報告						○	
16 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）に基づく事務	1 第12条第1項第1号の規定による指示及び公表				○			
	2 第12条第1項第2号の規定による命令及び公表				○			
	3 第12条第1項第3号の規定による報告の徴収						○	
	4 第12条第1項第4号の規定による立入検査						○	
	5 第12条第1項第5号の規定による申出の受付及び調査						○	
	6 第12条第3項から第5項まで及び第8項の規定による報告						○	

別表第一の二本庁関係特定事項③県民生活部青少年男女共同参画課の表一の項第三号及び五の項第一号を削り、別表第一の二本庁関係特定事項④環境森林部環境保全課の表十二の項を次のように改める。

13 土壌汚染対策法（平成14年法律第	1 第5条第2項の規定による調査の実施			○				
---------------------	---------------------	--	--	---	--	--	--	--

53号) に基づく事務	2 第6条第1項及び第4項の規定による要措置区域の指定及び指定の解除			○			
	3 第7条第5項の規定による指示措置の実施等			○			
	4 第11条第1項及び第2項の規定による形質変更時の要届出区域の指定及び指定の解除			○			
	5 第14条第3項の規定による要措置区域等の指定			○			
	6 第14条第4項の規定による報告の徴収等					○	
	7 第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可				○		
	8 第22条第4項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新				○		
	9 第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可				○		
	10 第24条の規定による改善命令				○		
	11 第25条の規定による許可の取消し等				○		
	12 第27条第2項の規定による措置命令				○		
	13 第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収等					○	
	14 第56条第2項の規定による協力要請等				○		
	15 第61条第1項の規定による情報の提供				○		

別表第112本庁関係特定事項⑤保健福祉部力ついても政務課の表1の項第15号中「受理」の次に「(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に係るものを除く。20において同じ。)」を加え、同表11の項第1号中「第21条の9の4及び第21条の9の5」を「第21条の3及び第21条の4」に改め、同項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までは1号ずつ繰り下がり、第11号の次に次の1号を加える。

3 第33条の16の規定による公表

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表十六の項第三号中「児童扶養手当認定等事務」を「児童手当認定等事務、児童扶養手当認定等事務及び子ども手当認定等事務」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部リ経営支援課の表二の項第三号中

「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」を「

			○			
--	--	--	---	--	--	--

」に改め、

同表四の項第十一号中「第55条において準用する民法第83条」を「第54条の3」に改め、同表六の項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表十四の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「第24条の6の11」を「第24条の6の12」に改め、同号を同項第六号とし、別表第二本庁関係特定事項⑦農政部ア農政課の表三の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「4から6㍓で」を「2から5㍓で」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 第4条第5項及び第5条第4項の規定による協議

別表第二本庁関係特定事項⑦農政部ア農政課の表三の項中第六号を第五号とし、第七号を削り、同項第八号中「第20条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「第43条の5」を「第28条」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号から第二十六号までを削り、同項第二十七号中「第83条の2」を「第51条第1項」に改め、同号を同項第八号とし、同項に次の三号を加える。

9 第51条第3項の規定による措置及び公告

10 第51条第4項の規定による費用の徴収

11 附則第2項の規定による協議

別表第二本庁関係特定事項⑦農政部ア農政課の表五の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

11 第15条の2第7項の規定による協議

別表第二本庁関係特定事項⑦農政部ア農政課の表中五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、三の項の次に次のように加える。

4 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）に基づく事務

1 附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる第1条の規定による改正前の農地法の規定による国有財産の管理

5 農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）に基

1 附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる第4条の規定による改正前の農地法による不動産登記に関する政令（昭和

づく事務	28年政令第173号)の規定による 登記の嘱託								
------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)農村振興課の表二の項第三号中「第24条」を「第32条」に改め、別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項第一号中「第10条第20項」を「第10条第18項」に改め、同項第二号中「20」を「21」に改め、同項中第三十二号を削り、第三十一号を第三十六号とし、第三十一号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

35 第95条の4の規定による意見の 徴収				○					
--------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項中第三十号を第三十三号とし、第二十四号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

25 第73条の27第1項の規定による 意見の提出				○					
26 第89条第2項の規定による嘱託 登記				○					

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項第二十二号中「第65条第2項」の次に「(第70条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

18 第60条第2項(第44条第3項に おいて準用する場合を含む。)の 規定による協議				○					
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項に次の一号を加える。

37 第97条の規定による契約の取消 し		○							
-------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表三の項第一号中「預め」の次に「。2において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

2 第232条第1項の規定による事 業計画書の受理				○					
------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表七の項第一号中「第8条」を「第10条第1号ロ」に改め、「(昭和42年法律第35号)」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第9条第1号の規定による登録 免許税法(昭和42年法律第35号) 別表第3の23の項第3欄第1号又 は第2号に規定する不動産に該当 する旨の証明				○					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表九の項中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 第33条の6の規定による仮理事の選任				○			
2 第48条第2項の規定による認可				○			

別表第二 本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表十の項第五号中「第42条において準用する民法第56条」を「第33条の6」に改め、同項中第十一号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「及び第11項」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第71条第2項」を「第73条の3第2項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の1号を加える。

8 第56条の2第4項の規定による意見の提出				○			
------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二 本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表十の項第十四号を削り、同項中第十五号を第十四号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号から第二十八号までを五号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、同表中二十三の項を削り、二十二の項を二十三の項とし、十一の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十一の項の次に次のように加える。

12 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）に基づく事務	1 第83条第1項及び第2項の規定による管理命令		○				
	2 第84条第1項の規定による管理命令の取消し		○				
	3 第85条第2項の規定による管理人の選任				○		
	4 第85条第3項の規定による管理人の解任等				○		
	5 第85条第4項の規定による通知及び公告				○		
	6 第87条第1項の規定による通知及び嘱託登記				○		
	7 第96条の規定による承認				○		
	8 第117条第6項の規定による立入検査等の委託				○		

別表第二 本庁関係特定事項(農政部)畜産振興課の表十三の項第十二号中「許可」の次に「(家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第57条第2号に掲げる動物用生物学的製剤に係るものに限る。)」を加え、同表十五の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「第69条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同表十七の項中「昭和36年農林省令第3号」を「平成16年農林水産省令第107号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第115条の11」を「第115条の11第4項」に改め、同号を同項第一号とし、別表第二 本庁関係特定事項(県土整備部)木道路保全課の表一の項第十九号中「第48条の4」を「第48条

の5」に改め、同項第二十号中「第48条の7」を「第48条の13」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑧県土整備部力河川課の表一の項第四号中「足利土木事務所長」を「安足土木事務所長」に改め、同表三の項第三号中「第32条の2第3項」を「第42条第3項」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑧県土整備部千砂防水資源課の表七の項第一号、第四号及び第五号中「足利土木事務所長」を「安足土木事務所長」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑧県土整備部サ住宅課の表十五の項を削り、別表第二本庁関係特定事項⑧県土整備部シ用地課の表六の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第三一出先機関関係共通事項①(2)から⑩までに掲げる出先機関以外の出先機関の表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定			○	○				
----------------	--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三一出先機関関係共通事項②県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、日光治山事務所、衛生福祉大学校、県立高等産業技術学校、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、水産試験場、家畜保健衛生所、畜産試験場及び酪農試験場の表中「、日光治山事務所」及び「、県立高等産業技術学校」を削り、同表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定			○	○				
----------------	--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三一出先機関関係共通事項③環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定			○	○				
----------------	--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三一出先機関関係共通事項④環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表備考第一号中「、佐野土木事務所及び足利土木事務所」を「及び安足土木事務所」に改め、同表備考第五号中「6の項」を「8の項」に改め、別表第三一出先機関関係共通事項⑤保健環境センターの表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定			○	○				
----------------	--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三一出先機関関係共通事項⑥保健環境センターの表備考中「6の項」を「8の項」に改め、別表第三一出先機関関係共通事項⑥産業技術センターの表中「産業技術センター」の次に「及び産業技術専門学校」を加え、同表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第一号中「技術支援センター長」を「支所長」に改め、同項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項第七号中「技術支援センター長」を「支所長」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定			○	○				
----------------	--	--	---	---	--	--	--	--

別表第三一出先機関関係共通事項⑦美術館の表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定		○	○				
----------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三-1出先機関関係共通事項⑧博物館の表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定		○	○				
----------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三-1出先機関関係共通事項⑨岡本台病院の表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定		○	○				
----------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三-1出先機関関係共通事項⑩がんセンター及びとちぎりへびりテーショんセンターの表七の項第三号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表八の項第四号中「半日勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 職員の超勤代休時間の指定		○					
(1) 研究所の職員に係るもの			○				
(2) (1) 及び (3) に掲げる職員以外の職員に係るもの				○			
(3) 放射線技術部、検査技術部、薬剤部、診療部、リハビリテーション部及び看護部の職員に係るもの					○		

別表第三-2出先機関関係特定事項②経営管理部ア県税事務所の表一の項第六号、第十七号及び第十八号中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改め、同項第二十号中「第70条の4第22項」を「第70条の4第26項」に改め、別表第三-2出先機関関係特定事項③県民生活部イ消費生活センターの表を削り、別表第三-2出先機関関係特定事項③県民生活部イ県民センターの表を別表第三-2出先機関関係特定事項③県民生活部イ県民センターの表とし、別表第三-2出先機関関係特定事項④環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表十六の項を次のように改める。

16 土壌汚染対策法に基づく事務	1 第3条第1項の規定による報告の受理等		○			○	
	2 第3条第2項の規定による通知		○			○	
	3 第3条第3項の規定による報告命令等		○	○			
	4 第3条第4項の規定による土地の利用の方法の変更届の受理		○			○	
	5 第3条第5項の規定による確認		○			○	

	の取消し						
6	第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理	○			○		
7	第4条第2項の規定による土壌の汚染状況の調査の命令	○	○				
8	第5条第1項の規定による調査命令	○	○				
9	第7条第1項の規定による汚染の除去等の措置の指示	○			○		
10	第7条第4項の規定による汚染の除去等の措置命令	○	○				
11	第12条第1項から第3項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理	○			○		
12	第12条第4項の規定による計画変更命令	○	○				
13	第14条第1項の規定による申請書の受理	○			○		
14	第14条第4項の規定による報告の徴収等	○				○	
15	第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び認定	○			○		
16	第16条第4項の規定による措置命令	○	○				
17	第19条第1項の規定による措置命令	○	○				
18	第20条第6項の規定による届出の受理	○			○		
19	第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収等	○				○	

別表第三 2 出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表中三十一の項及び三十二の項を削り、三十の項を三十一の項とし、十八の項から二十九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十七の項第一号中「38」を「37」に改め、同項を同表十九の項とし、同表十六の項の次に次のように加える。

17 土壌汚染対策法 施行規則（平成14 年環境省令第29 号）に基づく事務	1 第43条第1号ロ（第50条第1項 において準用する場合を含む。） の規定による帯水層の深度等の確 認		○			○		
	2 第44条第5項（第50条第2項に おいて準用する場合を含む。）の 規定による帯水層の深度等の確認 の取消し		○			○		
18 特定製品に係る フロン類の回収及 び破壊の実施等 に関する法律に基 づく事務	1 第9条第2項（第12条第2項に おいて準用する場合を含む。）の 規定による申請書の受理（所管区 域内に主たる事務所又は事業所を 有する者に係るものに限る。2か ら9までにおいて同じ。）		○				○	
	2 第10条（第12条第2項及び第13 条第2項において準用する場合を 含む。）の規定による登録簿への 登録等	○						
	3 第11条第1項（第12条第2項及 び第13条第2項において準用する 場合を含む。）の規定による登録 の拒否	○						
	4 第11条第2項（第12条第2項、 第13条第2項及び第17条第2項に おいて準用する場合を含む。）の 規定による通知	○						
	5 第13条第1項の規定による変更 の届出の受理	○						
	6 第14条の規定による登録簿の閲 覧		○				○	
	7 第15条第1項の規定による廃業 等の届出の受理		○				○	
	8 第16条の規定による登録の抹消		○				○	
	9 第22条第3項の規定による報告 の受理		○				○	
	10 第23条の規定による指導及び助 言		○				○	
	11 第24条の規定による勧告及び命		○	○				

	令						
12	第43条の規定による報告の徴収		○	○			
13	第44条第1項の規定による立入 検査		○			○	

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表三十六の項を削り、同表三十七の項第六号中「自然公園法」の次に「(昭和32年法律第161号)」を加え、同項第九号中「自然公園法施行令」の次に「(昭和32年政令第298号)」を加え、同項を同表三十六の項とし、同表三十八の項を同表三十七の項とし、別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ウ日光治山事務所の表を削り、別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部エ県民の森管理事務所の表を別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部フ県民の森管理事務所の表とし、別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表九の項第二号中「及び地域子育て支援拠点事業」を「、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業」に改め、「限る」の次に「。3及び4において同じ」を加え、

「	○	○						を	「	○	○						今市健康福祉センター、栃木健康福祉センター、矢板健康福祉センター及び烏山健康福祉センターを除く。 3及び4において同じ。	に改	」
---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	---	----	---

め、同項第三号中「(放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業に係るものに限る。)」を削り、同項に次の1号を加える。

4	第70条の規定による報告の徴収 及び調査		○	○				
---	-------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表十五の項中第七号を第十一号とし、第三号から第六号および四号ずつ繰り下し、同項第十一号中「5に」を「9に」に改め、同項を同項第六号とし、同項第一号中「第46条第1項」を「第34条の11」と、「報告の徴収及び立入検査(保育所に係るものに限る。)」を「届出の受理」と、「6及び7」を「2、3から5まで、10及び11」と改め、同項の次に次の四号を加える。

2	第34条の13第1項の規定による 報告の徴収、立入検査等		○	○				
3	第34条の14の規定による届出の 受理		○	○				
4	第34条の16第1項の規定による 報告の徴収、立入検査等		○	○				
5	第46条第1項の規定による報告 の徴収及び立入検査(保育所に係		○	○				

るものに限る。)

別表第三の出先機関関係特定事項⑤保健福祉部健康福祉センターの表二十の項に次の1号を加える。

6 市町村が行う子ども手当の受給資格及び子ども手当の額の認定並びに子ども手当の支給等に関する事務に係る検査指導

○ ○

別表第三の出先機関関係特定事項⑥産業労働観光部ウ 高等産業技術学校の表を次のように改める。

ウ 産業技術専門校

事 務		決 裁 区 分 (専決 事務)		受 任 者	決裁区分 (委任事務)			備 考	
種 類	事 項	専決権 者		所 長	所 長	専決権者			
		所 長	支 所 長			総 括 所 長 補 佐 等	所 部 長		支 所 長
1 栃木県職業能力 開発援助規則に基 づく事務	1 第4条の規定による援助（第2 条第1号、第2号及び第5号に掲 げるものを除く。）の決定			○					
	(1) (2) 以外のもの				○				
	(2) 支所等の所管事務に係るもの							○	
2 栃木県訓練手当 支給規則（昭和45 年栃木県規則第90 号）に基づく事務	1 第11条第2項の規定による認定			○					
	(1) (2) 以外のもの				○				
	(2) 支所等の所管事務に係るもの							○	
	2 第12条及び第13条の規定による 訓練手当の支給			○					
	(1) (2) 以外のもの				○				
	(2) 支所等の所管事務に係るもの							○	
3 栃木県立産業技	1 第4条の規定による許可			○					

術専門校条例（昭和47年栃木県条例第7号）に基づく事務	(1) (2)以外のもの				○				
	(2) 支所等の所管事務に係るもの							○	
	2 第8条の規定による入校料及び授業料の免除				○	○			

別表第三二出先機関関係特定事項(農政部ア農業振興事務所)の表一の項第一号中「7」を「9」に、「9」を「11」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

8 第54条の2の規定による業務報告書の受理		○			○		
9 第64条第4項の規定による届出の受理		○			○		

別表第三二出先機関関係特定事項(農政部ア農業振興事務所)の表二の項第一号中「發へ」の次に「。2において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

2 第232条第1項の規定による事業計画書の受理		○			○		
--------------------------	--	---	--	--	---	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(農政部ア農業振興事務所)の表六の項第一号中「第8条」を「第10条第1号」に改め、同表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、十九の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十二の項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「5から8まで」を「7から10まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

4 第3条第4項の規定による通知		○	○				
5 第3条の2の規定による勧告、許可の取消し等		○	○				

別表第三二出先機関関係特定事項(農政部ア農業振興事務所)の表二十二の項第十一号を削り、同項第十二号中「第82条」を「第49条」に、「及び4」を「、5及び6」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表中二十三の項を二十二の項とし、二十四の項を二十三の項とし、同表二十五の項第一号中「2に」を「2、4及び5に」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 第33条の6の規定による仮理事の選任		○			○		
----------------------	--	---	--	--	---	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(農政部ア農業振興事務所)の表中二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から三十一の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第三二出先機関関係特定事項(農政部工家畜保健衛生所)の表三の項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 第50条の規定による許可（家畜伝染病予防法施行規則第57条		○	○				
----------------------------------	--	---	---	--	--	--	--

第2号に掲げる動物用生物学的製剤に係るものを除く。)						
----------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部工家畜保健衛生所の表三の項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

9 第26条第1項の規定による命令		○	○				
10 第26条第3項の規定による消毒		○	○				

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部工家畜保健衛生所の表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、同表八の項第一号中「動物用医薬品特例販売業」を「動物用医薬品特例店舗販売業」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項を同表九の項とし、同表六の項第二号中「及び第3項ただし書、第28条第1項並びに第35条」を「、第34条第1項及び第83条の2の2第1項」に改め、「(第28条第2項の規定による試験を行う場合を除く。)」を削り、同項第三号中「第27条において準用する第7条第3項ただし書」を「第28条第3項ただし書」に改め、同項第八号中「動物用医療用具」を「動物用医療機器」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 第35条第3項ただし書の規定 による許可		○	○				
---------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第三 出先機関関係特定事項(7)農政部工家畜保健衛生所の表中六の項を七の項とし、同項の次に次のように加える。

8 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）に基づく事務	1 附則第2条の規定による動物用医薬品に係る既存一般販売業の許可の更新		○	○				
	2 附則第5条の規定による動物用医薬品に係る既存薬種商販売業の許可の更新		○	○				

別表第三の出先機関関係特定事項(7)農政部工家畜保健衛生所の表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

5 獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく事務	1 第21条第3項の規定による獣医師の診療簿及び検案簿の検査	○	○				
----------------------------	--------------------------------	---	---	--	--	--	--

別表第二 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表一の項第四号及び第五号中

め、同項第六号及び第七号中

「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>		○				○		」	を	「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。</td></tr></table>		○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。	」	に あ つ て は
	○				○																
	○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。															

め、同項第十五号中「第47条の6」を「第47条の7」と改め、同表第十号中「第48条の5第2項」を「第48条の11第2項」と改め、同表第十七号中「第48条の6及び第48条の10」を「第48条の12及び第48条の16」と改め、同表四の項第一号中

「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>		○				○		」	を	「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。</td></tr></table>		○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。	」	に改
	○				○																
	○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。															

め、同表六の項第三号中

「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>		○				○		」	を	「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。</td></tr></table>		○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。	」	に改
	○				○																
	○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。															

め、同項第四号及び第七号中

「	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>						○		」	を	「	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。</td></tr></table>						○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。	」	に改
					○																
					○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。															

め、同表九の項第九号中

「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>		○				○		」	を	「	<table><tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。</td></tr></table>		○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。	」	に改
	○				○																
	○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。															

め、同表十の項第一号中「第22条及び第23条」を「第29条及び第30条」と改め、同表十一号中「第25条」を「第32条第2項」と改め、同表十三の項第四号中「第20条第6項及び第7項」を「第20条第7項及び第8項」と改め、同表十四の項から十七の項までの規定中「鹿沼土木事務所長、日光土木事務所長、佐野土木事務所長

及び足利土木事務所長」や「鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所」に該当する旨を記載する。また「鹿沼土木事務所長、日光土木事務所長、佐野土木事務所長及び足利土木事務所長」や「鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所」に該当する旨を記載する。

3 第75条第5項及び第6項の規定による報告書の受理及び勧告		○	○				鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
4 第75条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理及び勧告		○	○				鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
5 第75条の2第3項及び第4項の規定による報告書の受理及び勧告		○	○				鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。

別表第三 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部土木事務所の表二十四の項を「」及び「」で

「		○	○					を	「		○	○					鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。	」
---	--	---	---	--	--	--	--	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--------------------------------------	---

め、同項第三号で

「		○			○			を	「		○			○			鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。	」
---	--	---	--	--	---	--	--	---	---	--	---	--	--	---	--	--	--------------------------------------	---

め、同項第四号から第十号までの規定で

「		○	○					を	「		○	○					鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。	」
---	--	---	---	--	--	--	--	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--------------------------------------	---

め、同項第十一号及び第十二号中

「

	○			○		
--	---	--	--	---	--	--

」を

を

「

	○			○		鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
--	---	--	--	---	--	--------------------------------------

」を

を

め、同表二十五の項第一号中

「

	○				○	
--	---	--	--	--	---	--

」を

を

「

	○				○	鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
--	---	--	--	--	---	--------------------------------------

」を

を

め、同表二十六の項第一号中

「

	○			○		
--	---	--	--	---	--	--

」を

を

「

	○			○		鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
--	---	--	--	---	--	--------------------------------------

」を

を

め、同表二十七の項第二号から第五号までの規定中

「

	○				○	
--	---	--	--	--	---	--

」を

を

「

	○				○	鹿沼土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。
--	---	--	--	--	---	--------------------------------------

」を

を

め、同表二十八の項第一号中

「

	○			○		
--	---	--	--	---	--	--

」を

を

「

	○			○		日光土木事務所及び安足土木事務所を除く。
--	---	--	--	---	--	----------------------

」を

を

め、同項第二号から第四号までの規定中

「

	○	○				
--	---	---	--	--	--	--

」を

を

「

	○	○				日光土木事務所及び安足土木事務所を除く。
--	---	---	--	--	--	----------------------

」を

を

ぬ、同表第五号中

「 ○ ○ 」	を	「 ○ ○ 日光土木事務所及び安足土木事務所を除く。 」	と改
------------------	---	--	----

ぬ、同表三十一の項、三十三の項及び三十四の項中「鹿沼土木事務所長、日光土木事務所長、佐野土木事務所長及び足利土木事務所長」を「鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所」と改め、同表三十五の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同表三十六の項第一号を次のように改める。

1 第28条の4第3項第5号イ及び第6号、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ及び第6号の規定による認定	○	鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
---	---	--------------------------------------

別表第三の田舎型団地等指定地区の区土庫建設に入居する者の数を四十三の項第一号及び第二号中「鹿沼土木事務所長、日光土木事務所長、佐野土木事務所長及び足利土木事務所長」を「鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所」と改め、同表第三号中「佐野土木事務所長及び足利土木事務所長」を「日光土木事務所及び安足土木事務所」と改め、同表第四号中から第六号までの項中「鹿沼土木事務所長、日光土木事務所長、佐野土木事務所長及び足利土木事務所長」を「鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所」と改め、同表第五十号の項を第五十五の項とし、五十三の項を次のように改める。

44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく事務	1 第6条第1項の規定による認定	○	○	鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
	2 第6条第3項の規定による通知	○	○	鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
	3 第8条第1項及び第9条第1項の規定による変更の認定	○	○	鹿沼土木事務所、日光土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所を除く。
	4 第10条第1項の規定による承認	○	○	鹿沼土木事務所、日光土木

							事務所、烏山 土木事務所及 び安足土木事 務所を除く。
5	第12条第1項の規定による報告 の徴収		○	○			鹿沼土木事務 所、日光土木 事務所、烏山 土木事務所及 び安足土木事 務所を除く。
6	第13条第1項及び第2項の規定 による改善命令		○	○			鹿沼土木事務 所、日光土木 事務所、烏山 土木事務所及 び安足土木事 務所を除く。
7	第14条第1項の規定による認定 の取消し		○	○			鹿沼土木事務 所、日光土木 事務所、烏山 土木事務所及 び安足土木事 務所を除く。

別表第三「出先機関関係特定事項(8)県土整備部工那珂川水系ダム管理事務所の表五の項第1号中「第22条及び第23条」を「第29条及び第30条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人事課)